

研究ノート

テーマ：職務著作

作成者：植田 貴之

作成日：2015年6月1日

【問題の所在】

職務著作はどのような場合に成立するか。

【判例の状況】

著作権法第15条第1項は、プログラムの著作物以外の著作物における職務著作の成立要件として、①「法人その他使用者（法人等）の発意」があること、②「法人等の業務に従事する者」が作成すること、③著作物を「職務上作成」すること、④「法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの」作者であること、⑤「契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと」、という5つの要件を挙げる。また、同条第2項は、プログラムの著作物における職務著作の成立要件として、上記①ないし⑤のうち④以外の4要件を挙げる。

では、著作権法が挙げる上記各要件は、具体的にどのように解釈すべきか。要件ごとに、近時の裁判例における解釈を検討する。

1. 「法人その他使用者（法人等）の発意」の有無について

裁判例には、「発意」の意義について、「著作物の創作についての意思決定が、直接又は間接に法人等の判断に係らしめられていること」というもの（後掲裁判例①②④⑧⑨⑩）や、「業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意」の要件を満たす」というもの（後掲裁判例③⑤⑥⑦）がある。

具体的には、(1)上司の具体的な指示がある場合（後掲裁判例⑧⑨）のほか、(2)上司の承諾がある場合（後掲裁判例②）、(3)法人が、職務遂行上従業員による著作物の作成を予定又は予期していた場合（後掲裁判例①③⑤⑥⑩）に「法人の発意」が認められる。

① 東京地裁平成17年12月12日判時1949号113頁〔宇宙開発事業団事件第一審〕

宇宙開発事業団の従業員が、海外留学研修中に作成したプログラムにつき、職務著作該当性が問題となった事案。

「法人等の発意に基づくとは、著作物の創作についての意思決定が、直接又は間接に法人等の判断に係らしめられていることであると解される」

「法人等と業務従事者との間に正式な雇用契約が締結され、業務従事者の・・・職務の範

困が明確で、その中での創作行為の対象も限定されている場合であれば、そこでの創作行為は職務上当然に期待されているということができ、この場合、特段の事情のない限り、当該職務行為を行わせることにおいて、当該業務従事者の創作行為についての意思決定が法人等の判断に係らしめられていると評価することができ、間接的な法人等の発意が認められる」

② 東京地裁平成 18 年 2 月 27 日判決判時 1941 号 136 頁〔計装工業会講習資料事件第一審〕

会社従業員が計装工業会に依頼された技術維持講習の講師を務めた際に作成した講習資料について、職務著作該当性が問題となった事案。

「法人等の発意に基づくとは、当該著作物を創作することについての意思決定が、直接又は間接に法人等の判断に係らしめられていることであると解される。」

「維持講習のための講習資料作成は、被告会社において、維持講習の講師を務めることとともに用務の一つとして認識され、その内容や性質についても検討され、社外用務として承認されるということが出来る。したがって、被告会社が当該社外用務を承認し、それを原告に伝えることをもって、講習資料作成についての被告会社の判断がされたと解するのが相当であり、12年度資料の作成について、被告会社の発意を認めることができる。」

③ 知財高裁平成 18 年 12 月 26 日判決判時 2019 号 92 頁〔宇宙開発事業団事件控訴審〕

「法人等が著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には、法人等の発意があるとするに異論はないところであるが、さらに、法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意」の要件を満たすと解するのが相当である。」

「本件プログラム 12 の作成は、上記「海外研修計画」の記載から、事業団において、控訴人の研修の成果として予定又は予期し得るものであったというべきである。」

④ 東京地裁平成 20 年 6 月 25 日判決最高裁 HP(平成 19 年(ワ)第 33577 号)[CCNP100%合格保証事件]

原告法人のエンジニア教育・育成事業の講義を担当していた原告各従業員が、受講者用にそれぞれ講義資料を作成し、そのうえで原告法人が、これら講義資料をまとめて原告教本を作成した事案につき、原告教本の職務著作該当性が問題となった事案。

「発意」については、法人等の使用者の自発的意思に基づき、従業員に対して個別具体的な命令がされたような場合のみならず、当該雇用関係等から外形的に観察して、法人等の

使用者の包括的、間接的な意図の下に創作が行われたと評価できる場合も含まれるものと解すべきである。」

「原告教本は、原告の前身である京西テクノスの時代から原告設立後に至るまで、そのエンジニア教育・育成サービスの事業のうちの教育事業のため、京西テクノスないし原告の従業員である講義担当講師らが、その講義の補助教材として作成したものが基本となっているのであるから、少なくとも、使用者である原告の包括的、間接的な意図の下で創作が行われたと評価することができ、原告の「発意に基づき」作成されたものというべきである。」

⑤ 知財高裁平成 22 年 8 月 4 日判決判時 2101 号 119 頁〔北見工大事件〕

北見工大（被控訴人）と北見市等による共同研究契約に基づいて大学教授（控訴人）が作成した研究報告書の、職務著作該当性が問題となった事案。

「法人等が著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には、法人等の発意があることに異論はないところであるが、さらに、法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画や法人等が第三者との間で締結した契約等に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意」の要件を満たすものと解すべきである。」

「本件各平成 15 年度報告書の作成は、被控訴人が北見市等との間で締結した契約に従って、控訴人が被控訴人側の研究担当者として所定の職務を遂行し、控訴人の職務の遂行上その作成が予定されたものであったというべく、被控訴人の発意に基づくものと評価することができる。」

⑥ 東京地裁平成 23 年 1 月 28 日判決判時 2133 号 114 頁〔NEW 増田足事件〕

原告会社の従業員が作成したプログラムにつき、会社責任者が当該プログラムの採用を一時的に反対していたという事実があった場合に、職務著作が成立するかが問題となった事案。

「法人等が著作物の作成を企画、構想し、その業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、その業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合はもちろんのこと、法人等とその業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画に従って、その業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意」の要件を満たすものと解するのが相当である。」

「被告 A 1 による原告ソフトに係るプログラム（原告プログラム）の作成は、少なくとも、原告の業務計画に従ったものであり、原告の従業員である被告 A 1 が自己の職務範囲に属

する事務を遂行したといえるものであって、しかも、その職務の遂行上、当該プログラムの作成が予定又は予期される状況にあったことは、明らかである。」

⑦ 知財高裁平成 23 年 3 月 10 日判決最高裁 HP（平成 22 年（ネ）第 10081 号）〔病院の業務管理項目完全チェックリスト集事件〕

控訴人会社従業員が、被控訴人を通じて訴外アーバンプロデュース社から執筆依頼を受けて作成した書籍につき、職務著作該当性が問題となった事案（ただし否定事案）。

「法人等が著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には、法人等の発意があると認められるが、さらに、法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画や法人等が第三者との間で締結した契約等に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意に基づくこと」の要件を満たすものと解すべきである。」

「本件執筆依頼・・・は、アーバンプロデュースから被控訴人個人に対し依頼されたものであり、各執筆担当者は被控訴人からの個人的な依頼に基づき執筆を行ったものと認めるのが相当である。したがって、本件著作物は、控訴人が被控訴人及び各執筆担当者に対し、その作成を企画、構想し、具体的に作成を命じた場合とも、被控訴人及び各執筆担当者が控訴人の承諾を得て著作物を作成した場合とも、控訴人の業務計画や第三者であるアーバンプロデュースとの間で締結した契約等に従って、所定の職務の遂行として執筆した場合とも、いうことはできないから、控訴人の発意に基づくものであると評価することはできない。」

⑧ 大阪地裁平成 24 年 2 月 16 日判決判時 2162 号 124 頁〔漢字能力検定対策問題集事件〕

原告法人が、書籍を出版するにあたり、その制作業務を被告経由で外部会社に業務委託していた事案につき、職務著作の成立が問題となった。

「法人等の発意に基づく」とは、当該著作物を創作することについての意思決定が、直接又は間接に法人等の判断により行われていることを意味すると解され、発案者ないし提案者が誰であるかによって、法人等の発意に基づくか否かが定まるものではない。」

「ステップシリーズについては、5 級から 7 級の改訂版について、執筆要項が原告名義で作成され、外部業者との編集会議に出席していたのも原告の従業員らであるし、3 級及び 4 級の改訂二版についても、見積依頼書、執筆要項、編集要項、組版にあたっての指示文書等の外部業者に渡す書面が、原告名義で作成されている。さらに、分野別シリーズ 5 級及び 6 級に係る執筆要項、編集要項、見積依頼書や、ハンディシリーズ 5 級及び 6 級に係る執筆要項、編集要項、印刷会社に対する発注書等も、同様に原告名義で作成されている。したがって、本件対策問題集のうちこれら 9 冊の作成は、原告の意思によって行われたも

のと認められる。」

⑨ 知財高裁平成 26 年 7 月 30 日判決最高裁 HP〔船舶情報管理システム事件〕

子会社の代表者として出向した従業員が、出向先で本件システムを開発し、退職後に本件システムの著作権保有の確認訴訟を提起した事案。

「著作権法 15 条 2 項にいう法人等の「発意」とは、著作物の作成が直接又は間接に法人等の意図に由来するものであることであって、そもそも法律行為ではないから、旧商法 265 条 1 項の自己取引の問題が生じるものでないことは明らかであり、また著作権法 15 条 2 項が憲法 29 条 1 項に反するものでないことも明らかである」

「本件システムの開発が、控訴人が在籍中の出向元である被控訴人中国塗料の指示により開始され、被控訴人中国塗料の完全子会社である信友及び被控訴人中国塗料技研がその意向を受けて法人として本件システムの開発を発意しているのであるから、両社において当該開発業務に従事する控訴人が職務上作成した本件システムの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、法人である信友又は被控訴人中国塗料技研となるものと認められる（著作権法 15 条 2 項）。」

⑩ 東京地裁平成 26 年 9 月 12 日判決最高裁 HP（平成 24 年（ワ）29975 号等）〔読売新聞社事件〕

読売新聞社社会部の記者らが、取材結果をまとめて出版した書籍につき、職務著作が成立するかが問題となった事案。

「「法人・・・の発意」の要件を満たすためには、著作物の作成の意思が直接又は間接に使用者の判断にかかっていたらよく、著作物作成に至る経緯、業務従事者の職務、作成された著作物の内容や性質、両者の関連性の程度等を総合考慮して、従業員が職務を遂行するために著作物を作成することが必要であることを想定していたか、想定し得たときは、上記要件を満たすと解するのが相当である。」

「原書籍 1 及び 2 については、読売新聞社という報道機関の社会部に所属していた記者らが、社会部長の了解の下、その職務に含まれていた本件利益供与及び接待汚職事件についての取材を行い、その取材結果をまとめたものとして、その職務と密接に関連する内容の書籍を執筆したことが明らかであるから、原書籍 1 及び 2 の執筆は、当時の読売新聞社の従業員が職務を遂行するために著作物を作成することが必要であることを想定していたか、想定し得た場合に当たると認めるのが相当である。」

2. 「法人等の業務に従事する者」の意義

裁判例は、法人等と従業員との間に雇用関係がある場合には、当然に「業務に従事する者」該当性を認める（後掲裁判例⑩）。また、雇用関係がない場合であっても、著作物の作成に関する指揮命令関係があり、法人に当該著作権全体を原始的に帰属させることを当然

の前提にしているような関係にあると認められる場合には、「業務に従事する者」該当性を認める（後掲裁判例⑫⑬⑭⑮）。

（１） 雇用関係の有無の認定方法

⑪ 最高裁平成 15 年 4 月 11 日判決裁民 209 号 469 号〔RGB アドベンチャー事件上告審〕

観光ビザにより日本に滞在した外国人デザイナーが、アニメーションの企画等を業とする会社において図画を作成した事案において、当該デザイナーが「法人等の業務に従事する者」といえるか、そもそもデザイナーと会社との間に雇用関係が存在するかが問題となった。

「法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、同項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である。」

「被上告人【デザイナー】は、一回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。」

（２） 非従業員に業務従事者性を認めた事例

⑫ 東京地裁平成 8 年 9 月 27 日判決判時 1645 号 134 頁〔四谷大塚進学教室事件第一審〕

会社と雇用関係にない講師が試験問題を作成した場合に、職務著作の成立を認めた事案。
「「法人等の業務に従事する者」とは、法人と雇用関係にある者ばかりでなく、法人と被用者との間に著作物の作成に関する指揮命令関係があり、法人に当該著作権全体を原始的に帰属させることを当然の前提にしているような関係にあると認められる場合をも含むものと解するのが相当である。」

⑬ 東京地裁平成 10 年 10 月 29 日判決知裁集 30 巻 4 号 812 頁〔SMAP インタビュー事件〕

出版社と業務委託を締結する者が、出版社の具体的指示の下、SMAP のメンバーへのインタビューおよび記事の執筆をした場合に、職務著作の成立を認めた事案。

「「法人等の業務に従事する者」には、法人等と雇用関係にある者だけでなく、法人等との

間に著作物の作成に関する指揮命令関係があり、法人等に当該著作物の著作権を原始的に帰属させることを前提にしている関係にある者も含まれると解される。」

⑭ 東京地裁平成 17 年 3 月 15 日判決判時 1894 号 110 頁〔グッドバイ・キャロル事件第一審〕

原告は、ドキュメンタリー映画について、企画をした日本フォノグラムの依頼を受けて、監督としてその撮影編集等を行ったが、原告に業務従事性を否定し、職務著作の成立を認めなかった事案。上記 RGB アドベンチャー事件を引用したうえで、以下のように判示した。

「日本フォノグラムと原告 A との間には、雇用関係は認められない。そこで、原告 A が日本フォノグラムの指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを検討する。」

「仮に G 又は日本フォノグラムが原告 A に撮影を委託したものであったとしても、前記 1 (1)イ及び 1 (3)イで認定したとおり、本件作品の内容の決定、撮影、編集等は、すべて原告 A 又は原告会社によって行われ、日本フォノグラムは製作に全く関与していなかったこと、前記 1 (1)ウで認定したとおり、原告 A は、本件作品を日本フォノグラムに相談なく、TBS と交渉して放送に至ったことからすると、本件作品の製作に関して、原告 A は日本フォノグラムの指揮監督下にあつて、日本フォノグラムの手足として撮影だけを担当したものとはいえず、原告 A と日本フォノグラムは、映画製作会社とレコード会社の対等な契約関係を前提として、本件作品の撮影を行ったものであると認められる。」

⑮ 知財高裁平成 18 年 9 月 13 日判決判時 1956 号 148 頁〔グッドバイ・キャロル事件控訴審〕

「1 審原告 X が、本件作品の企画段階から完成に至るまでの全製作過程に関与して、作品の内容を決定し、自ら撮影、編集作業の全般にわたる指示を行っているのであつて、日本フォノグラムは、本件作品の製作に全く関与していないから、本件作品の製作に関して、1 審原告 X が日本フォノグラムの指揮監督下にあつて、日本フォノグラムの手足として撮影だけを担当したということはできない。そして、本件作品の製作に関して、日本フォノグラムから 1 審原告 X に対して支払った金銭があることを認めるに足りる証拠はない（なお、日本フォノグラムから 1 審原告会社に対して約 400 万円が支払われているが、これは、パビックの技術料やパビックに対する賠償額等であつて、労務提供の対価ではない）。そうであれば、1 審原告 X が日本フォノグラムの指揮監督下において労務を提供するという実態にあつたということも、日本フォノグラムが 1 審原告 X に対して労務提供の対価として支払う金銭があつたということもできない。」

ウ したがって、1 審原告 X は、日本フォノグラムの「業務に従事する者」に該当しないから、本件作品が日本フォノグラムの職務著作であるということとはできない。」

3. 「職務上作成」の意義

「職務上作成した」との要件は、その者の職務上作成することが予定されまたは予期されている場合をも含む（後掲裁判例⑰⑳）。たとえ勤務時間外に自宅で作業した場合でも、これに当たる場合がある（後掲裁判例㉑）。

⑰ 東京地裁平成 16 年 11 月 12 日判決最高裁 HP（平成 16 年（ワ）第 12686 号）〔知的財産権入門事件〕

弁理士である原告が、特許法律事務所在職中に執筆した知的財産法の入門書について、職務著作の成立が問題となった事案（ただし否定事案）。

「原告は、・・・主として特許、実用新案等の出願手続等の弁理士法 4 条に掲げる事務に従事していたものであるところ、本件原稿は、被告が「創英知的財産研究所」の名称で科学ジャーナリストである C と共に出版する知的財産権法の入門書（本件書籍）の一部をなすものとして作成されたものであり、その執筆者は本件特許事務所の職員の間で任意参加の形式で募集し、これに応じた者から選ばれたものである。そして、各執筆担当者による原稿作成作業については、本件特許事務所の勤務時間外に行うべきことが被告により指示され、本件原稿も、当該指示に従って勤務時間外に作成されたものであり、また、本件原稿の記載内容についても、被告から具体的指示がされたものではない（本件書籍の出版に至るまでの間に、被告及び執筆担当者との間で、数回の執筆者会議が開かれたものではあるが、そこでは、本件書籍全体の章立て、執筆者の分担などを決定したものであり、個別の原稿の具体的記載内容を決定したのではない。）。また、本件書籍においては、その冒頭に、原告を除く執筆担当者の氏名が表示されている。

上記によれば、本件書籍の出版は本件特許事務所の本来的な業務内容に含まれるものではなく、また、本件書籍のための原稿執筆は本件特許事務所において原告が日常担当する業務に直接含まれるものでもない。そして、本件原稿の執筆の行われた状況やその際における被告の関与態様、本件書籍の体裁、公表態様等に照らしても、本件原稿が、著作権法 15 条 1 項にいう「職務上作成する著作物」に該当するとは、到底認められない。」

⑱ 前掲知財高裁平成 18 年 12 月 26 日判決判時 2019 号 92 頁〔宇宙開発事業団事件控訴審〕

「「職務上作成する著作物」の要件については、業務に従事する者に直接命令されたもののほかに、業務に従事する者の職務上、プログラム【著作物】を作成することが予定又は予期される行為も含まれるものと解すべきである。」

⑳ 前掲東京地裁平成 20 年 6 月 25 日判決最高裁 HP（平成 19 年（ワ）第 33577 号）〔CCNP100%合格保証事件〕

「「職務」についても、同様の観点から、法人等の使用者により個別具体的に命令された内

容だけを指すのではなく、当該職務の内容として従業者に対して期待されているものも含まれ、その「職務上」に該当するか否かについては、当該従業者の地位や業務の種類・内容、作成された著作物の種類・内容等の事情を総合考慮して、外形的に判断されるものと解すべきである。」

①⑨ 前掲東京地裁平成 23 年 1 月 28 日判決判時 2133 号 114 頁〔NEW 増田足事件〕

「被告 A 1 が勤務時間外に自宅で原告プログラムの作成を行った事実があり、それが原告プログラムの相当部分に及ぶものであったとしても、そのことによって当然に、原告プログラムの作成が原告の職務として行われたことが否定されることにはなら」ない。

②⑩ 前掲東京地裁平成 26 年 9 月 12 日判決最高裁 HP（平成 24 年（ワ）29975 号等）〔読売新聞社事件〕

「「職務上作成」とは、業務に従事する者の職務上、著作物を作成することが予定又は预期される行為も含まれると解され、これに該当するか否かは、法人等の業務の内容、著作物を作成する者が従事する業務の種類や内容、著作物の種類や内容、著作物作成が行われた時間と場所等を総合して判断すべきである。」

「原書籍 1 及び 2 は、読売新聞社の業務に従事する者が、その職務上作成したというべきであるから、「職務上作成」の要件を満たすと認めるのが相当である。」

4. 「法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの」著作者であることについて

(1) 「自己の著作の名義」の有無の認定方法

法人名のほかに部署名が付加されていても、当該法人の名義と解釈される場合がある。

②⑪ 前掲東京地裁平成 26 年 9 月 12 日判決最高裁 HP（平成 24 年（ワ）29975 号等）〔読売新聞社事件〕

「上記要件につき、その名義の認定については、その表示されている場所、体裁やその著作物の性質等から総合的に判断すべきである。」

「前記説示のとおり、原書籍 1 及び 2 の本文は、当時、読売新聞社の従業員であって、その社会部に所属していた記者らが、社会的に問題となった本件利益供与及び接待汚職事件に関して、報道のために職務上行った取材に基づいて執筆し、これを職務上作成したものであること、原書籍 1 及び 2 の奥書には、「著者」として「読売新聞社会部」と表示され、「The Yomiuri Shimbun City News Department 1998」に記載とともに「〈c〉」が表示されていることが認められる。

以上のような表示の場所、体裁や原書籍 1 の著作物としての性質等によれば、原書籍 1 及び 2 は、読売新聞社の著作名義の下に公表されたものと認めるのが相当である。」

(2) 「公表するもの」の意義

公表を予定していない著作物であっても、仮に公表するとすれば法人等の名義で公表されるべきものは、「公表するもの」に該当する。

② 前掲知財高裁平成 18 年 12 月 26 日判決判時 2019 号 92 頁〔宇宙開発事業団事件控訴審〕¹

「法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」の要件については、公表を予定していない著作物であっても、仮に公表するとすれば法人等の名義で公表されるべきものを含むと解するのが相当である。」

(3) 法人名義での「公表」の要否

法人等名義での「公表」とは、実際に、法人等名義で公表される事実のあることを意味するのではなく、著作物の創作時において法人等名義での公表されることが予定されていることを意味する。

③ 前掲大阪地裁平成 24 年 2 月 16 日判決判時 2162 号 124 頁〔漢字能力検定対策問題集事件〕

「法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」とは、その文言からして、結果として「法人等の名義で公表されたもの」ではなく、創作の時点において「法人等の名義で公表することが予定されていたもの」と解釈するのが相当である。」

5. 「作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと」の意義

④ 前掲東京地裁平成 26 年 9 月 12 日判決最高裁 HP (平成 24 年(ワ)29975 号等)〔読売新聞社事件〕

「上記要件は、著作物作成の時における契約、勤務規則その他において、職務著作に該当する場合であっても使用者ではなく従業者が著作者となる旨の定めが存在しない、との意味であると解される」

【意見】

「法人等が自己の著作の名義の下に公表」したかどうかについて、公表予定の有無、創作時の予定名義（公表予定がない場合は公表とした場合の名義の方針）、実際の公表の有無および公表時の名義別にまとめると、以下のとおりとなる。

¹ 同事件はプログラムの著作物に関する事件であるが、著作権法第 15 条第 2 項創設前の事件であり、事件当時は職務著作の要件として公表要件が必要であった。

創作時点での公表方針	実際の公表の有無および公表時の名義	公表要件該当性
法人名義で公表予定である	公表せず	○
	法人名義で公表した	
	他人名義で公表した	
他人名義で公表予定である	公表せず	×
	法人名義で公表した	
	他人名義で公表した	
公表予定はないが、公表する としたら法人名義である	公表せず	○
	法人名義で公表した	
	他人名義で公表した	
公表予定はないが、公表する としたら他人名義である	公表せず	×
	法人名義で公表した	
	他人名義で公表した	

以 上